

農地法第4条許可申請に係る申請・添付書類

1. 受付締切日：毎月15日までに農業委員へ提出（閉庁日の場合は翌開庁日）
2. 総会開催日：毎月7日前後
3. 提出部数：2部（原本・副本） ※副本は原本の写しでも可
4. 添付書類：以下のとおり

※ 添付する証明書類は、「原則的に原本及び発行から3か月以内のもの」とする。

書類名	申請者 チェック	農業委員 チェック	備考
意見書			申請書完成後、地元農業委員に署名してもらう
農地法第4条の規定による許可申請書			記入漏れに注意すること
登記事項証明書（全部事項証明書）			法務局。
住民票 （又は戸籍の附票）			申請者が個人の場合
			譲渡人の現住所が登記事項証明書の登記住所と違う場合
法人登記事項証明書			申請者が法人の場合
法人定款			申請者が法人の場合
位置図・附近見取図			ゼンリン地図等 事務局で用意します
公図（地番図）			法務局。申請地及び隣接地の地目、所有者、耕作者を記入する
現況図			申請地の現況及び周囲との高低差がわかるもの
施設等配置図			敷地をどのように利用するか具体的に記載すること。 分筆までは必要ないが測量図等転用面積がわかるものを添付
給排水計画図			施設配置図に記載しても可
建物平面図（見取図）・立面図			個人住宅の場合立面図は不要（アパート・店舗等は立面図必要）
申請地縦横断面図			造成を伴い、周辺農地に対する被害防除から必要な場合、擁壁等明示
資金計画書			所要見積予算及び予算措置を記載のこと
工事見積書			見積者の押印のあるもの
資金証明書（残高証明・融資証明等）			金融機関の証明・借入先の融資証明
隣接地耕作者同意書			隣接農地が小作地の場合、耕作者・所有者双方の同意が必要
水利組合承諾書			地元水利組合長または自治会長の署名をもらうこと
誓約書			本人自筆署名のこと
被害防除計画書			周辺農地に対する被害防除から必要な場合
事業計画書			転用目的に応じた各事業計画書
書類名	申請者 チェック	農業委員 チェック	備考
相続に係る書類			相続登記が済んでない場合（詳細は事務局までお問合せください）
始末書（顛末書）			無断転用の場合
他法令の許認可を証する書面の写し			農振除外、道水路占用許可書等
所有権以外の使用収益権に基づく耕作者の同意			申請地に地上権、賃貸借権等により耕作者等がいる場合その者の同意
候補地比較表			第1種及び第2種農地の転用に係る代替地の検討
実測図			一筆の一部を転用する場合は面積のわかる丈量図等
その他農業委員会が求めた書類			

問い合わせ

〒829-0392 築上郡築上町大字椎田891番地2

築上町農業委員会 事務局

TEL：0930-56-0300

FAX：0930-56-4536